平成２４年（再イ）第１０１号

北九州市八幡西区陣山２－５－17

再生債務者　上野祐一郎

1　決議に付する再生計画案　平成25年４月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月９日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月９日まで

平成25年４月18日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

石川県小松市殿町１丁目13番地３

再生債務者　呉**座**　　**隆**

1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年５月８日まで

4　一般異議申述期間　平成25年５月22日から平成25年５月29日まで

金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（再ロ）第１００１４号

東京都墨田区石原２－26－８－203

再生債務者　八島　　剛

1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年５月14日まで

4　一般異議申述期間　平成25年５月28日から平成25年６月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号

島根県安来市新十神町13番地30

再生債務者　藤本　孝一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年５月９日まで

平成25年４月18日　　松江地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号

大阪府寝屋川市太秦東が丘４番４号

再生債務者　尾上　知也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年５月15日まで

平成25年４月17日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０１０１号

東京都八王子市高倉町26－１－303

再生債務者　室賀　利貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００６９号

東京都練馬区関町北３－３－28

再生債務者　花田　初行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２１号

愛知県春日井市坂下町７丁目760番地1146

再生債務者　小島　　実

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 25 年３月 29 日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　小野寺五典

目次中「第28条」を「第25条」に、「第29条」を「第26条」に、「第30条」を「第27条」に、「第31条」を「第28条」に、「第32条・第33条」を「第29条・第30条」に、「第34条・第35条」を「第31条・第32条」に改める。

第18条中「第29条」を「第26条」に、「第30条」を「第27条」に改める。

第19条第１項中第３号から第５号を削り、第２号を第４号とし、第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

⑴　出産費附加金

⑵　家族出産費附加金

第20条及び第21条を次のように改める。

（出産費附加金）

第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第24条から第26条までを削る。

第27条を第24条とし、第28条を第25条とし、第29条を第26条とする。

第30条第１項の表中「$\frac{39.00}{1000}$」を「$\frac{40.00}{1000}$」に、「$\frac{6.14}{1000}$」を「$\frac{5.56}{1000}$」に、「$\frac{36.40}{1000}$」を「$\frac{37.40}{1000}$」に、「$\frac{78.00}{1000}$」を「$\frac{80.00}{1000}$」に、「$\frac{12.28}{1000}$」を「$\frac{11.12}{1000}$」に改め、同条第３項の表中「$\frac{39.00}{1000}$」を「$\frac{40.00}{1000}$」に、「$\frac{6.14}{1000}$」を「$\frac{5.56}{1000}$」に改め、同条第４項中「$\frac{39.00}{1000}$」を「$\frac{40.00}{1000}$」に、「$\frac{0.92}{1000}$」を「$\frac{1.04}{1000}$」に改め、同条を第27条とする。

第31条を第28条とし、第32条を第29条とし、第33条を第30条とする。

第34条中「第32条」を「第29条」に改め、同条を第31条とする。

第35条を第32条とする。

附則第３条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号及び第３号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附則第４条中「第33条」を「第30条」に改める。

附則第５条を削り、附則第６条を附則第５条とする。

別表（第３条関係）中「

神奈川県座間市　第４施設群内

」を「

神奈川県相模原市　座間駐屯地業務隊内

」に、「

横田支部	東京都福生市　防空指揮群内

」を「

横田支部	東京都福生市　防空指揮群内
新潟支部	新潟県新潟市　新潟救難隊内
航空秋田支部	秋田県秋田市　秋田救難隊内

」に、「

美保支部	鳥取県境港市　第３輸送航空隊内
新潟支部	新潟県新潟市　新潟救難隊内
航空秋田支部	秋田県秋田市　秋田救難隊内

」を「

美保支部	鳥取県境港市　第３輸送航空隊内

」に改める。